

源泉所得税の改正のあらまし

平成 22 年 4 月

国 税 庁

○ 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】

○ 源泉所得税の納付は電子納税で!!

e-Tax (イータックス) ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成 22 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 22 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 扶養控除の見直しが行われました。

(1) 制度の概要

- イ 扶養親族とは、居住者と生計を一にする次の人（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 38 万円以下の人をいいます。
 - (イ) 配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）
 - (ロ) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
 - (ハ) 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人
- ロ 居住者に扶養親族がいる場合には、扶養親族 1 人につき 38 万円（年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族（特定扶養親族）については 1 人につき 63 万円、年齢 70 歳以上の扶養親族（老人扶養親族）については 1 人につき 48 万円）を扶養控除としてその居住者の所得から控除することとされています。
- ハ 給与等に対する源泉徴収税額は源泉徴収税額表によって求めますが、源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされています。

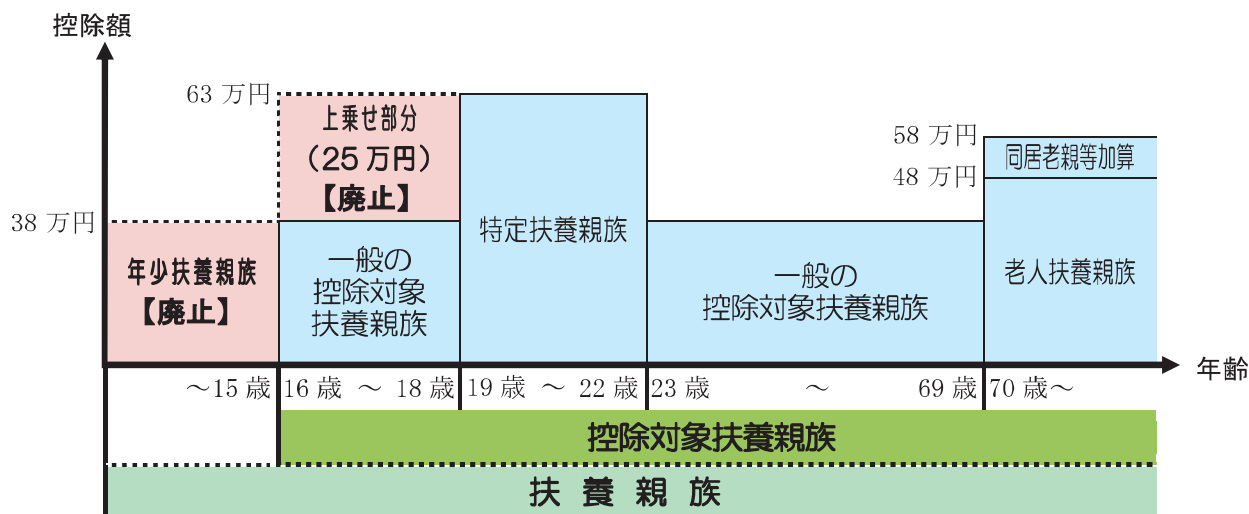
(2) 改正の内容

扶養控除について次の改正が行われました（下記表 1 参照）。

- イ 年齢 16 歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。
 - これに伴い、扶養控除の対象が、年齢 16 歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とすることとされました。
- ロ 年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は 38 万円とすることとされました。
 - これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更されました。
- ハ 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました（下記表 4 参照）。

二 これらの改正は、平成23年分以後の所得税（給与等に対する源泉所得税については、平成23年1月1日以後支払うべき給与等）について適用されます。したがって本年（平成22年）分の所得税については、従前どおりの控除が適用されます。

表1【年齢別の扶養控除の概要】



2 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

(1) 制度の概要

- イ 居住者や居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が一般の障害者である場合には、1人につき27万円、特別障害者である場合は1人につき40万円を障害者控除としてその居住者の所得から控除することとされています。
- ロ 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人（以下「同居特別障害者」といいます。）である場合には、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算して所得から控除することとされています（同居特別障害者加算の特例措置）。
- ハ 給与等に対する源泉徴収税額は、居住者や居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

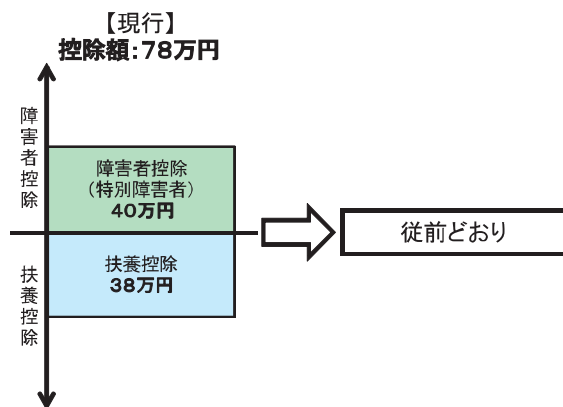
(2) 改正の内容

- イ 今回の改正により年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、(1)ロの措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められました（下記表2参照）。
- ロ 給与等に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えて計算します（下記表4参照）。
（注）年少扶養親族の人数については、扶養親族等の数に加えないこととなります。
- ハ これらの改正は、平成23年分以後の所得税（給与等に対する源泉所得税については、平成23年1月1日以後支払うべき給与等）について適用されます。したがって本年（平成22年）分の所得税については、従前どおりとされます。

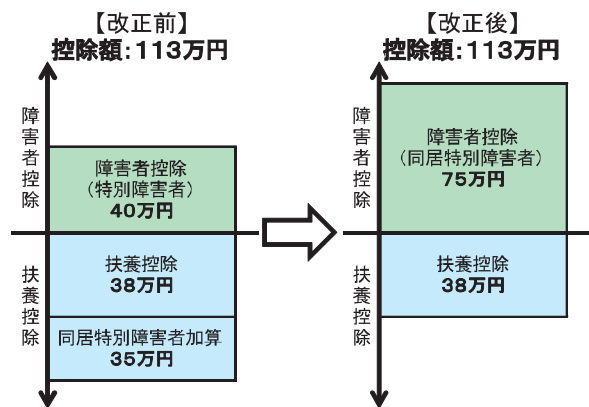
表2 【障害者控除の概要】

○ 一般の控除対象扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

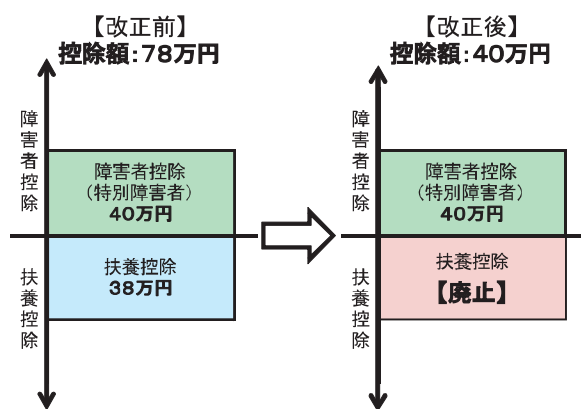


2 同居特別障害者の場合

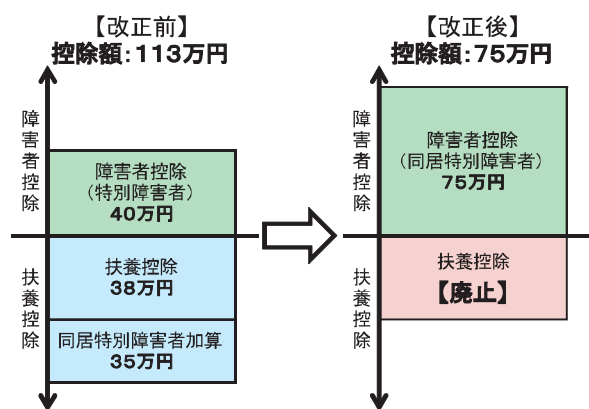


○ 年少扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合



2 同居特別障害者の場合



(参考)

上記1(扶養控除)及び2(同居特別障害者)の事項について、改正後は次のようになります。

表3 【改正後の扶養控除額等】

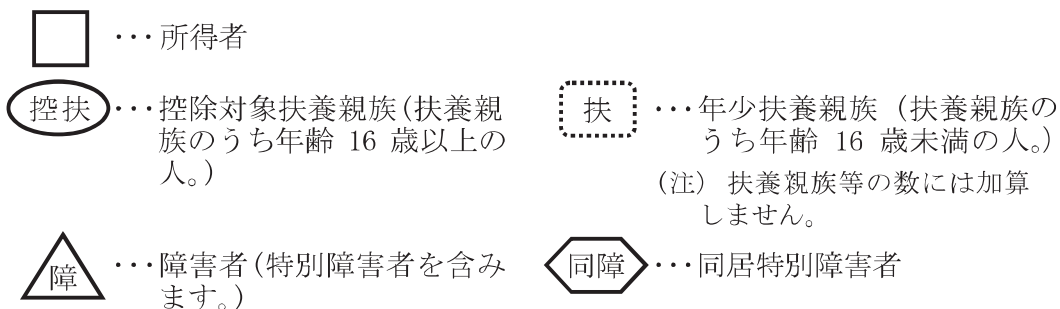
区 分		控 除 額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除 ^(注2)	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

(注) 1 部分が改正された項目です。

2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

表4【税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方の例示】

(凡例)



設 例	□	□—△(障)	□—○(控扶) △(障)	□—○(控扶)—◇(同障) △(障)
	□—○(扶)	□—○(控扶)	□—○(扶) △(障)	
扶等 親族 数	0人	1人	2人	3人

3 公的年金等に対する源泉徴収税額の計算の際にその支給金額から控除する人的控除について、同居特別障害者に対する人的控除が創設されました。

- (1) 公的年金等の受給者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者に該当する人がいる場合には、人的控除として1人につき62,500円を控除することとされました。
- (2) この改正は、平成23年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

表5【改正後の人的控除額】

区 分	内 容		控 除 額
本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者	40,000円
	控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象扶養親族1人につき ^(注2)	32,500円
		老人扶養親族1人につき	40,000円
		特定扶養親族1人につき ^(注2)	52,500円
	控除対象配偶者及び扶養親族の人が障害者に該当する場合 ^(注3)	一般の障害者1人につき	22,500円
		特別障害者1人につき	35,000円
同居特別障害者1人につき		62,500円	

(注) 1 部分が改正された項目です。

2 控除対象扶養親族及び特定扶養親族の範囲については1ページのとおり改正されました。

3 障害者に該当する場合の控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上で、平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止することとされました。

(1) 給与所得者等が自己の居住の用に供する住宅等の取得に関して、その使用者等から受ける次の経済的利益等で、平成 22 年 12 月 31 日までの間に係るものについては、使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益等の水準を著しく超える部分を除き、所得税が課されないこととされています。

イ 住宅等の取得に要する資金に充てるために、使用者から使用人である地位に基づいて無利息又は低い金利により資金を借り受けた場合の経済的利益

ロ 住宅等の取得資金を金融機関等から借り受けている場合の利子の支払に充てるために、その利子の全部又は一部に相当する金額を、使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合の利子補給金

ハ 勤労者財産形成促進法に基づき、使用者や事業主団体が講ずる負担軽減措置等により受ける経済的利益や補給金

(2) 今回の改正により、本特例については平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止することとされました。

なお、同日以前に使用者等から住宅資金の貸付け等を受けている人に対しては、引き続き本特例を適用するための所要の経過措置が講じられました。

5 内国法人が行う現物分配のうち、法人税法に規定する適格現物分配については、源泉徴収の対象となる配当等としないこととされました。

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日以後に現物分配が行われる場合について適用されます。

6 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止することとされました。

今回の改正により、上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止することとされました。

本特例の廃止に伴い、みなし配当に対する源泉徴収を行うために次の措置が講じられました。

(1) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日について、その公開買付けの終了の日とされました。

この改正は、株式会社が平成 23 年 1 月 1 日以後に行う自己の株式の取得について適用されます。

(2) みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その支払をする際、配当等の国内における支払の取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととされました。

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後に生ずるみなし配当の発生の基因となる事由により支払う上場株式等の配当等について適用されます。

7 国内の金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等のうち、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の源泉徴収義務者とする事とされました。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき国外株式の配当等について適用されます。

8 上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券等）について、次の措置が講じられました。

(1) 制度の概要

上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券等）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭等については次のように取り扱うこととされています。

イ 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人（以下「内国法人等」といいます。）が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額を超える部分（収益の分配）については、配当等として源泉徴収の対象とされています。

ロ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額に達するまでの金額は、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、信託されている金額を超える部分（収益の分配）は配当等として源泉徴収の対象とされています。

(注) 上場特定受益証券発行信託が源泉徴収選択口座に受け入れられている場合は、その譲渡所得等に係る収入金額のうち差益部分（源泉徴収選択口座内調整所得金額）については源泉徴収の対象とされています。

(2) 改正の内容

上記(1)イ及びロについては次のように改正されました。

イ 内国法人等が交付を受ける金銭等のうち、信託されている金額を超える部分（収益の分配）については源泉徴収を要しないこととされました。

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます。

ロ 居住者等が交付を受ける金銭等については、信託されている金額を超える部分（収益の分配）も含め、その全額が株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとされました。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます。

9 振替社債等の利子並びに振替国債等及び振替社債等の償還差益について、非課税措置が適用されることとされました。

(1) 非居住者又は外国法人が支払を受ける平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等（その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。以下「特定振替社債等」といいます。）の利子（発行者と特殊の関係のある者^(注)が利子の支払を受けるものを除きます。）について、非課税適用申告書の提出等を要件として、非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後に計算期間が開始する特定振替社債等の利子について適用されます。

(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等をいいます。

(2) 非居住者が支払を受ける平成 25 年 3 月 31 日までに発行される特定振替社債等に係る償還差益（償還価額と取得価額との差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合及び発行者と特殊の関係のある者が償還差益の支払を受けるものである場合を除き非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日以後に取得する特定振替社債等に係る償還差益について適用されます。

(3) 非居住者が支払を受ける振替国債等に係る償還差益（償還価額と取得価額の差額）について、その償還差益が国内において行う事業に帰せられるものである場合を除き非課税措置が適用されることとされました。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に取得する振替国債等に係る償還差益について適用されます。

○ 平成 24 年以後の所得税に適用される改正事項

10 介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額 4 万円の所得控除が創設され、各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

(1) 制度の概要

居住者が、生命保険契約等に基づく保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）を支払った場合又は個人年金保険契約等に基づく保険料等（傷害特約や疾病特約等が付されている契約にあつては、その特約部分の保険料等は除きます。）を支払った場合には、これらの保険料等の区分ごとにそれぞれ次の表により求めた金額を生命保険料控除（以下それぞれを「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」といいます。）としてその居住者の所得から控除することとされています（合計適用限度額は 10 万円）。

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000 円以下	支払った保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} + 12,500 \text{ 円}$
50,001 円から 100,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{4} + 25,000 \text{ 円}$
100,001 円以上	一律に 50,000 円

(2) 改正の内容

今回の改正により、生命保険料控除が改組され、次のイからハまでによる各生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等について、適用限度額 4 万円の所得控除（以下「介護医療保険料控除」といいます。）が創設されました。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とされました。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} + 10,000 \text{ 円}$
40,001 円から 80,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{4} + 20,000 \text{ 円}$
80,001 円以上	一律に 40,000 円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用することとされました。

ロ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円、上記(1)参照）が適用されます。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の契約に基づいて支払った保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、

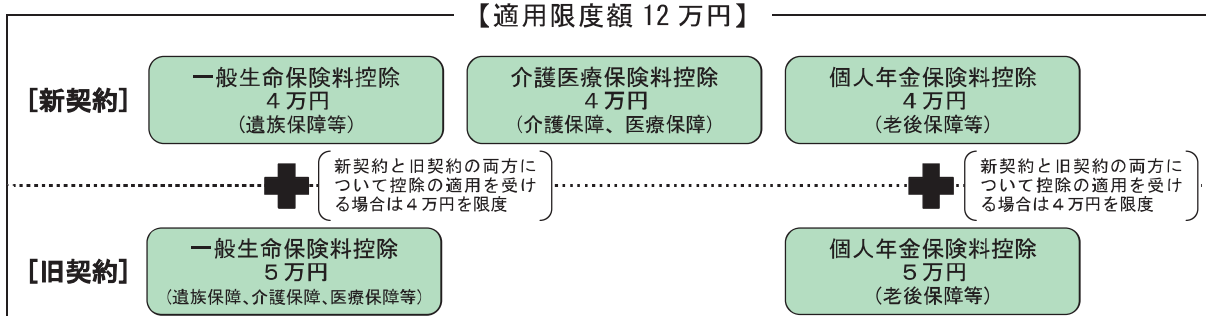
一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）とされます。

(イ) 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額

二 この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

表6 【改正後の生命保険料控除の概要】



11 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されました。

(1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の居住者等に限ります。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座^(注)内で管理される上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）について、非課税口座の開設の日から同日の属する年（以下「非課税口座開設年」といいます。）の1月1日以後10年以内に得た次の所得については、所得税及び個人住民税を課さないこととされました。

イ 非課税口座内上場株式等に係る配当等（非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限ります。）

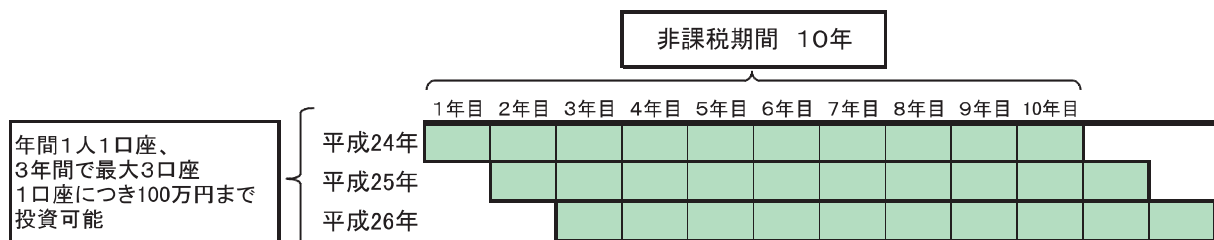
ロ 非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等の方法により行う譲渡による譲渡所得等

(注) 非課税口座とは、平成24年から平成26年までの各年において所定の手続により設定された口座（1人につき1年1口座に限ります。）をいいます。

それぞれの非課税口座に受け入れられる上場株式等は、非課税口座開設年に取得したもので、その取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限られます。

(2) この改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等に係る配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

表7 【非課税措置の概要】



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署におたずねください。



この社会あなたの税がいきている